# 地区計画の目標

当地区は、東武スカイツリーライン小菅駅と五反野駅付近に位置し、交通利便性が高いことから、住宅地としての立地条件が優れている一方で、老朽住宅や接道不良住宅が集積し住環境上及び防災上多くの課題を抱えています。

防災街区整備地区計画では、身近な道路の拡幅整備などを確実に実行していくための 地区防災施設等の計画を位置付けるとともに、区域の特性に応じた建築物等に関するき め細かなルールを定めています。

本地区計画により、地区内で建物を建てたり、土地の区画形質の変更を行ったりする場合には、「届出」が必要となります。内容をご理解の上、みなさんの手でまちづくりを進めていきましょう。

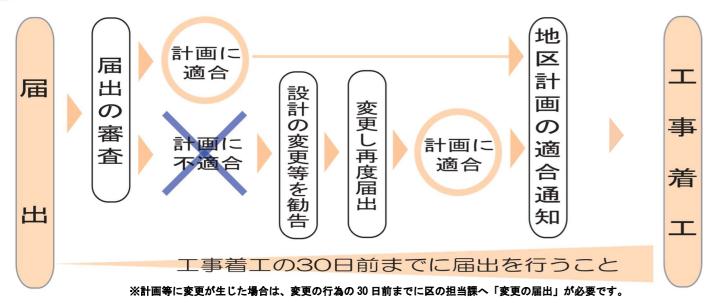
#### 【防災生活道路⑪の整備前後の拡幅の様子】







# 地区計画届出手続きの流れ



※届け出に必要な書類は、足立区のホームページからもダウンロードできます。 http://www.city.adachi.tokyo.jp

お問い合わせ先

足立区 都市建設部 建築室 建築防災線 密集第一係 電話:3880-5187(直通) FAX:3880-5615 メール: kenchiku-bousai@city,adachi,tokyo.jp

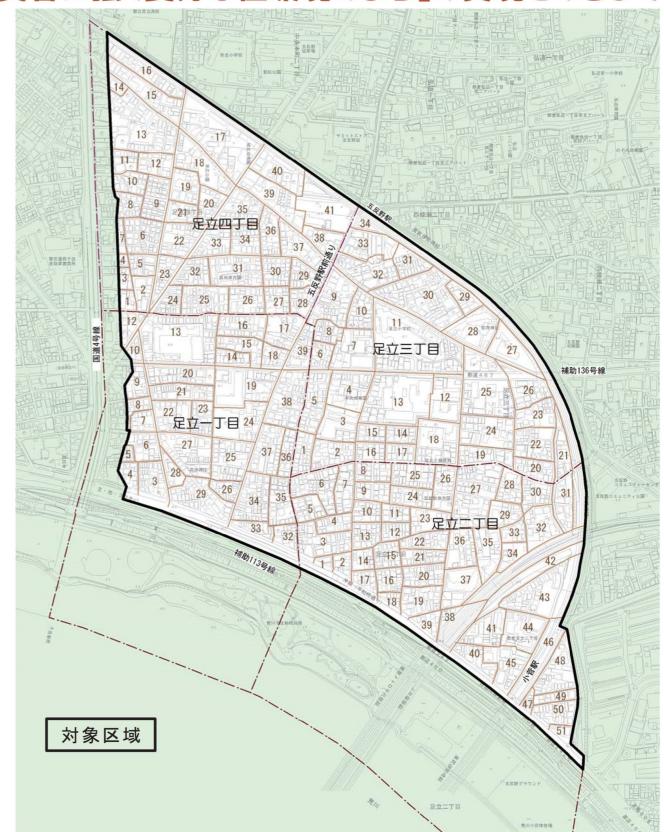
令和7年10月発行

平成 17 年 6 月 15 日決定(足立区告示第 259 号) 平成 27 年 3 月 6 日決定(足立区告示第 90 号)※足立四丁目追加 令和 2 年 11 月 16 日最終決定(足立区告示第 521 号)

# 足立一・二・三・四丁目地区のまちづくり

# 防災街区整備地区計画

## 「災害に強く良好な住環境のまち」の実現をめざして



# 足立一·二·三·四丁目地区 防災街区整備地区計画によるルールの概要

#### 地区計画区域全域に適用されるルール

# 1 建築物の構造に関する防火上必要な制限(その1)

準防火地域内では

・延べ面積500㎡を

・その他の建築物は 耐火建築物または 準耐火建築物に

## 2 建築物等の用途の制限

超える建築物は

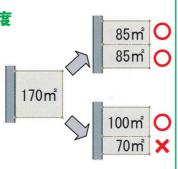
耐火建築物に

風俗関連施設、ホテル又は旅館は建築できません

## 3 建築物の敷地面積の最低限度

新たに敷地を分割する場合は、 敷地面積を83㎡以上とします

ただし、既存の敷地をそのまま 使用する場合等は該当しません



#### 4 建築物等の形態又は意匠の制限

・建築物の屋根、外壁等の色彩は、良好な居住環境にふさわしい、落ち着いた色合いとすること

で囲まれる全域

・屋外広告物・広告板は、景観を損なわず、腐朽、腐 食、破損しやすい材料を用いないこと

#### 5 垣またはさくの構造の制限

道路に面して、高さ0.6mを超え スプロック塀等の設置を禁止し、生け垣又は透視可能なフェンス等とします

ただし門柱及び門柱に接続する 長さ1.2m以下で高さ2m以下の ブロック塀は設けることが可能



## 6 土地の利用に関する事項(緑化の推進)

地区内では積極的に緑化を推進します

## 特定建築物地区整備計画区域のみ加わるルール



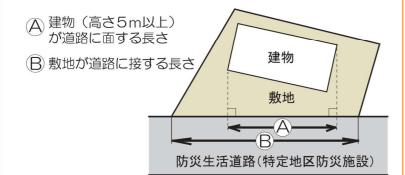
の防災生活道路沿道

### 7 建築物の構造に関する防火上必要な制限(その2)

特定地区防災施設に接する建築物では、 高さ5m未満の部分は、 空隙のない壁を設けるなど 防火上有効な構造とする 5 m

# 8 建築物の間□率の最低限度

建築物の間口率 A/B=7/10以上



#### 9 建築物等の高さの最低限度

建築物の高さは

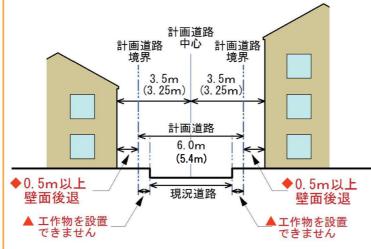
5m (概ね2階建て)以上 とする (間口率の最低限度を超える部分は除く)

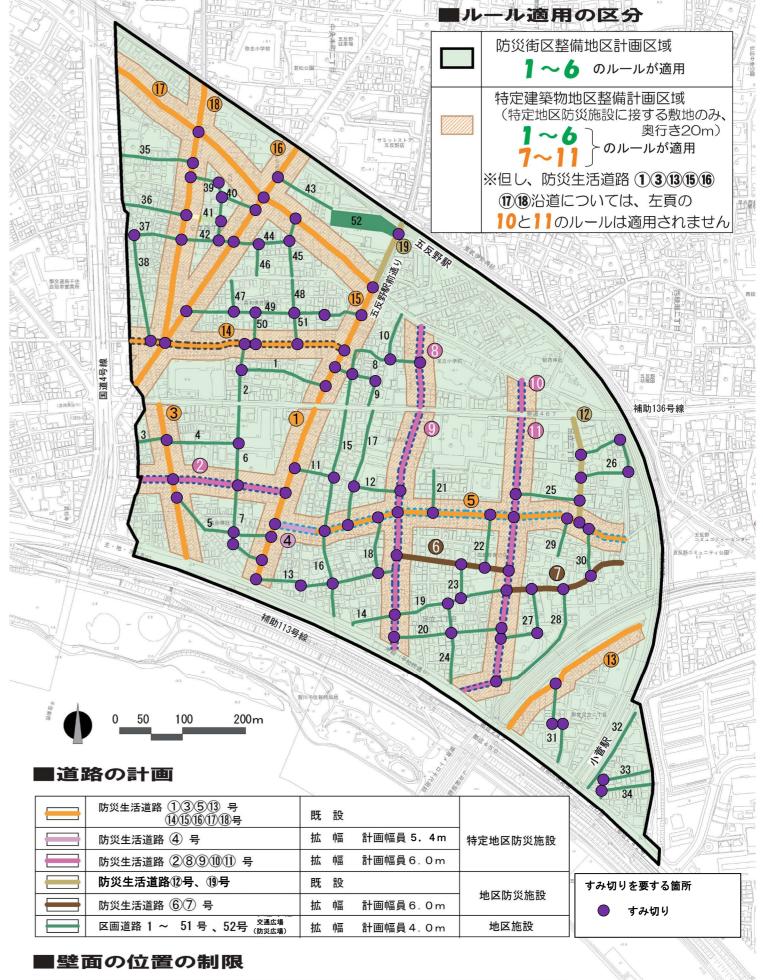
# 10壁面の位置の制限

防災生活道路<br/>
②<br/>
④<br/>
⑤<br/>
③<br/>
②<br/>
④<br/>
<br/>
<br/>
●<br/>
<br/>
の<br/>
位置の制限の<br/>
範囲内<br/>
( ◆ 部分)には、<br/>
外壁やそれに代わる柱の面を建築しないこと

#### 1 】壁面後退区域における工作物設置の制限

防災生活道路**② 4 8 9 10 11** の拡幅整備する部分 (▲ 部分)には、塀、柵、広告物、看板等の 工作物を設置しないこと





 壁面の位置の制限 a (45号)
 : 計画道路中心から3.25m

 壁面の位置の制限 b (289⑪⑪号)
 : 計画道路中心から3.5m

: 道路境界から0.5m

壁面の位置の制限 c (4)号)